



平成29年度 福岡市消費生活センターの相談概要

商品分類別相談件数ランキング (件)

| 順位 | 商品分類 | 28年度 | 29年度 |
|----|---|-------------------------|---------------------------|
| 1 | デジタルコンテンツ ※1 (うちアダルト情報サイト) (うち架空請求) | 2,008 (626) (861) | 2,145 (224) (1,348) |
| 2 | 商品一般 ※2 (うち架空請求) | 571 (46) | 1,475 (991) |
| 3 | 不動産貸借 | 964 | 892 |
| 4 | インターネット接続回線 | 460 | 396 |
| 5 | 携帯電話サービス | 307 | 311 |
| 6 | エステティックサービス | 234 | 271 |
| 7 | 工事・建築 | 300 | 270 |
| 8 | フリーローン・サラ金 | 258 | 231 |
| 9 | 役務その他サービス | 177 | 197 |
| 10 | 四輪自動車 | 192 | 180 |

※1 デジタルコンテンツ(インターネットを通じた情報提供サービス)
…アダルト情報サイト,オンラインゲーム,音楽情報サイトなど
※2 商品一般(商品を特定できない相談)
…内容も不明で見の覚えのない料金を請求される「架空請求」など

平成29年度相談件数13,348件
前年度(12,602件)比 746件(5.9%)増加

架空請求に関する相談が急増↗

相談件数は、前年度に比べて約6%と微増ですが、相談内容を商品分類別に見ると、デジタルコンテンツ利用料金に関する『架空請求』1,348件及び、内容も不明で身に覚えのない料金を請求される『架空請求』991件を合わせると、相談件数の約18%を占め、急増しています。

メールや葉書、封書など架空請求の手段は多様ですが、いずれも「訴訟」「裁判」「差し押さえ」等の言葉で消費者を不安にさせ、電話連絡をしてくる消費者から、金銭をだまし取ろうとしています。

絶対に業者に連絡をしないでください。

契約は慎重に!

若年者に多いエステティックサービス契約のトラブル

エステティックサービスに関する相談者の約60%は20歳代で、相談の多くは「無料体験後に執拗な勧誘を断りきれず、高額なエステや化粧品購入の契約をしたが解約したい」等、解約に関する内容です。

エステの場合、金額が5万円以上かつ1か月以上の期間継続する契約は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能で、その期間を過ぎてしまっても解約料は必要ですが中途解約ができます。

しかし、クーリング・オフや中途解約ができない5万円以下の契約を迫る事業者の相談も寄せられています。

契約は慎重に考え、必要のない場合はきっぱりと断りましょう。



架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。
絶対に事業者には連絡をしないでください!

